

神戸市がん対策推進条例の一部を改正する条例

神戸市がん対策推進条例（平成26年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 市は、がん患者の就労に関する啓発活動，治療と就労の両立についての相談体制の整備その他のがん患者の就労に関する必要な支援をするよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。